国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：東京都の最低賃金の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

## 改　　正

〔省略〕

第３　学術，文化講演，実験，実習又は研究指導，その他専門技能の提供を依頼した場合，その者に支払う謝金の額は，別表１，別表２，別表３，別表４及び別表５のとおりとする。

２　〔省略〕

〔省略〕

別表１

謝金基準単価表

| NO. | 種　別 | 単　価 | 備　考 | 所得税の取扱 |
|---|---|---|---|---|
| 〔省略〕 | | | | |
| 8 | 教育研究補助等謝金② | 1,170 円/時間 | 一般的な教育研究補助業務予算都合による単価の下限については，東京都最低賃金まで可とする。 | 月(乙)・日(丙) |
| 〔省略〕 | | | | |
| 24 | チューター等謝金 | 1,170 円/時間 | 予算都合による単価の下限については，東京都最低賃金まで可とする。 | 月(乙)・日(丙) |
| 〔省略〕 | | | | |

〔省略〕

附　則

この基準は，令和６年10月1日から施行する。

## 現　　行

〔省略〕

第３　学術，文化講演，実験，実習又は研究指導，その他専門技能の提供を依頼した場合，その者に支払う謝金の額は，別表１，別表２，別表３，別表４及び別表５のとおりとする。

２　〔省略〕

〔省略〕

別表１

謝金基準単価表

| NO. | 種　別 | 単　価 | 備　考 | 所得税の取扱 |
|---|---|---|---|---|
| 〔省略〕 | | | | |
| 8 | 教育研究補助等謝金② | 1,120 円/時間 | 一般的な教育研究補助業務予算都合による単価の下限については，東京都最低賃金まで可とする。 | 月(乙)・日(丙) |
| 〔省略〕 | | | | |
| 24 | チューター等謝金 | 1,120 円/時間 | 予算都合による単価の下限については，東京都最低賃金まで可とする。 | 月(乙)・日(丙) |
| 〔省略〕 | | | | |

〔省略〕